

# 西伯町・会見町合併協議会 第3回会議

日時：平成15年3月4日（火）9:00～14:00

場所：会見町総合福祉センター

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．議事録署名委員の指名

---

## 4．協議事項

- (1) 合併の期日について
- (2) 新町の名称について
- (3) 新町の事務所の位置について
- (4) 新町の議会議員の定数および任期の取扱について
- (5) 新町の農業委員会委員定数および任期の取扱について
- (6) 新町の特別職の取扱について
- (7) 両町の各種施策に関する調整方針の考え方について
- (8) 平成15年度西伯町・会見町合併協議会予算について

## 5．提案事項

- (1) 字の取扱について
- (2) 新町建設計画の作成について
- (3) 今後の西伯町・会見町合併協議会日程について
  - ・第4回会議 日時：平成15年4月3日（木）9:00～12:00  
場所：西伯町役場2階大会議室
  - ・第5回会議 日時：平成15年5月19日（月）13:30～16:00  
場所：会見町役場2階会議室

## 6．報告事項

- 7．その他
- 8．副会長あいさつ
- 9．閉会

議案 第1号

## 合併の期日について

新町の合併の期日は、平成16年10月 1日とする。

平成15年3月4日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭文

(参考) 合併の期日(県内における協議会の状況)

協議会名	合併の期日	構成市町村名
西伯町・会見町合併協議会	平成 年 月 日	西伯町、会見町
西伯郡東部地域合併協議会	平成17年 3月1日	大山町、名和町、中山町
東伯西部合併協議会	平成16年 9月1日	赤碓町、東伯町
東郷湖周地域合併協議会	平成16年10月1日	東郷町、羽合町、泊村
天神川流域合併協議会	平成16年10月1日	倉吉市、大栄町、北条町、三朝町 関金町
鳥取市ほか8町村合併協議会	平成16年10月1日	鳥取市、国府町、福部村、河原町 用瀬町、佐治村、鹿野町、気高町 青谷町
八頭東部任意合併協議会	平成 年 月 日	郡家町、船岡町、八東町、若桜町

## 新町の名称について

新町の名称について、次のとおり公募により決定する。

平成 15 年 3 月 4 日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会 長 坂 本 昭 文

### 1 名称の付け方

#### (1) 名称のイメージ

地域の特性や歴史・文化にちなんだもの、住民の理想や願いにちなんだもの、将来のイメージを表すもの、全国にアピールできるものなど、自由な発想で提案していただく。

#### (2) 使用する文字

漢字、ひらがな又はカタカナ（これらの混用を含む）とし、アルファベット及びアラビア数字は使えないものとする。

#### (3) 呼び方

文字の表記とともに、呼び方を併せて提案していただく。

### 2 募集期間

平成 15 年 4 月 1 日（火）から平成 15 年 5 月 30 日（金）までとする。

### 3 応募資格

- (1) 西伯町及び会見町内の住民
- (2) 西伯町及び会見町内に事務所又は事業所のある方
- (3) 西伯町及び会見町内の事務所又は事業所の勤務者
- (4) 西伯町及び会見町の出身者

### 4 応募方法

- (1) 応募点数は、一人 1 点とする。
- (2) 郵便、ファックス又は電子メールにより合併協議会事務局に提出していただく。

### 5 採用された名称の提案者への報償

採用された名称の提案者には記念品を贈呈するものとする。

なお、採用された名称の提案者が多数の場合には抽選による代表者に贈呈することができるものとする。

## 6 告知方法

- (1) 募集要項を両町の広報誌及びホームページ並びに合併協議会だよりに掲載する。
- (2) 両町の行政無線により放送する。

なお、報道機関に対し、情報提供することとする。

## 7 決定方法

応募締め切り直後に開催する協議会において、応募の状況等を勘案の上決定する。

## 8 名称決定の時期

平成15年12月開催の協議会までに決定する。

### 新町の名称決定スケジュール(案)

年月日	事項	内容
15・2・17	第2回 協議会	新町の名称の公募について提案
3・4	第3回 協議会	新町の名称の公募について決定
4・1	名称公募開始	募集要項配布・HPに掲載等
5・30	名称公募締め切り	応募状況の取りまとめ
6・上旬	第6回 協議会	応募結果の報告・第1次候補選定(40程度)
6・下旬	第1次候補公表	協議会だより、HP、両町の広報誌へ掲載
(この間約1月)	各委員の検討 及び 意見聴取	各委員が個別に検討・意見聴取等を行うとともに、事務局でも電話、郵便、ファックス、電子メール等により意見を聴取
8・上旬	第8回 協議会	意見の概要報告・第2次候補選定(20程度)
8・下旬	第2次候補公表	協議会だより、HP、両町の広報誌へ掲載
(この間約1月)	各委員の検討 及び 意見聴取	各委員が個別に検討・意見聴取等を行うとともに、事務局でも電話、郵便、ファックス、電子メール等により意見を聴取
10・上旬	第10回 協議会	最終候補選定(5程度)
(この間約1月)	アンケート	両町民を対象にアンケートを実施・集約
12・上旬	第12回 協議会	新町の名称を協議・決定

## 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、次のとおり決定する。

平成15年3月4日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭文

- 1 新町の事務所の位置は、平成15年7月までに決定することとする。
- 2 位置の決定に当たっては、（新庁舎を建設する・現有庁舎を活用する。）こととする。
- 3 事務所の位置決定に当たっては、次の観点から総合的に検討することとする。
  - （1）住民サービスを低下させないこと。
  - （2）業務効率を低下させないこと。
  - （3）新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすること
- 4 事務所の位置決定に当たっては、次の要素を総合的に検討することとする。
  - （1）両町が現在保有している庁舎の現況（室数、床面積、駐車場など）
  - （2）交通事情（道路現況、バス路線など）
  - （3）主要公共施設（郵便局、病院、老人ホームなど）
  - （4）公共的団体の施設等（JA、社会福祉協議会など）
  - （5）地理的条件（移動距離・所用時間、産業集積、河川など）
  - （6）人口現況（集落・自治会単位ごとの人口、世帯数など）
  - （7）その他の周辺施設（観光施設、大型小売店など）

# 自治組織単位での人口・世帯数

## 会見町

## 西伯町

単位名	世帯数	人口	単位名	世帯数	人口	単位名	世帯数	人口	単位名	世帯数	人口
天萬	276	819	東西町一区	103	289	法勝寺一区	40	92	今長	17	68
三崎	59	222	東西町二区	79	237	法勝寺二区	34	113	江原	25	106
寺内	54	191	東西町三区	107	284	法勝寺三区	17	58	八金	28	98
宮前一	47	161	東西町四区	115	311	法勝寺四区	17	55	金ヶ崎	5	13
宮前二	101	318	祥福園	17	17	法勝寺五区	16	46	二楸	10	31
田住	46	211	ニュータウン地区計	421	1,138	法勝寺六区	19	58	常清	10	29
西原	20	79	境	74	300	法勝寺七区	26	83	金山	48	140
諸木	29	117	坂根	35	143	法勝寺八区	14	31	東長田地区計	143	485
円山	154	474	谷川	66	224	落合上	29	116	能竹	26	103
福里	53	195	柏尾	71	300	落合下	33	107	賀祥	10	43
浅井	31	136	清水川	31	122	落合団地	14	45	入蔵	27	98
高姫	41	152	下阿賀	97	353	三本木中	24	76	あご牛	18	63
井上	20	76	上阿賀	92	363	三本木下	13	40	早田	23	79
御内谷	39	158	西部やまと園	21	21	戸構団地	34	85	赤谷	21	62
金田	47	183	四季	59	193	菅田団地	15	43	大河内	11	46
市山	44	191	フォレストタウン	24	79	城山	53	132	笹畑	5	16
縄平	15	59	天津地区計	570	2,098	戸構	33	117	大木屋	16	35
朝金	42	175	原	70	273	下鴨部	29	113	上長田地区計	157	545
上野	9	54	北方	31	121	上鴨部	29	104			
池野	31	127	長田	24	97	福頼	22	87	西伯町計	2,505	8,203
鶴田	24	81	猪小路	43	159	掛相	18	76			
荻名	13	35	与一谷	11	55	馬佐良	20	77			
			鍋倉	6	22	清水	50	141			
会見町計	1,195	4,214	西	31	115	馬場	69	213			
			口絹屋	13	58	徳長	17	67			
			奥絹屋	23	90	武信	12	56			
			小原	28	95	道河内	14	63			
			倭	54	205	伐株	13	42			
			橘	20	63	法勝寺地区計	724	2,336			
			老人ホーム	90	91						
			西伯病院	7	7						
			倭二区	6	20						
			大国田園ハイツ	33	130						
			大国地区計	490	1,601						

会見町計	1,195	4,214
西伯町計	2,505	8,203
合計	3,700	12,417

## 事務所として使用可能な建物の現況

	建物の名称	所在地	建設年度	構造		面積(m <sup>2</sup> )	摘要
西伯町	西伯町役場	西伯町法勝寺377番地1	昭和57年	鉄筋コンクリート	3階建	2,540.11	別途記載を除く、執行部、議会、各委員会
	農村環境改善センター(プラザ西伯)	西伯町法勝寺167番地2	昭和55年	鉄筋コンクリート	2階建	1,466.67	南部広域シルバー人材センター、地籍調査室、町土地改良区
	健康管理センター(すこやか)	西伯町倭	平成8年	鉄筋コンクリート	2階建	909.97	健康福祉課
	総合福祉センター	西伯町法勝寺	平成11年	鉄骨コンクリート	2階建	1,977.28	西伯町社会福祉協議会事務局
	中央公民館	西伯町法勝寺341番地	昭和47年	鉄筋コンクリート	2階建	589.50	
	(旧)遠藤工業事務所	西伯町法勝寺		鉄筋コンクリート	2階建	502.39	
会見町	会見町役場	会見町天萬558番地	昭和62年	鉄筋コンクリート	3階建	2,144.69	別途記載を除く、執行部、議会、各委員会 (車庫・書庫370.6m <sup>2</sup> )
	総合福祉センター	会見町浅井938番地	平成7年	鉄筋コンクリート	平屋建	1,790.18	会見町社会福祉協議会事務局
	農業者トレーニングセンター	会見町天萬526番地	昭和57年	鉄筋コンクリート	平屋建一部 2階	1,911.67	地籍調査室、商工会
	会見町公民館	会見町天萬558番地	昭和45年	鉄骨コンクリート	平屋建一部 2階	531.90	倉庫95.39付属・会見町役場隣接

## 新庁舎建設に係る経費試算

計算の基礎		摘要
<b>1 庁舎建設費(千円)</b>	<b>1,697,629</b>	
必要床面積(m <sup>2</sup> )	5,152.2	
基準職員数(人)	149	合併後の本庁舎勤務職員数推計:別紙1参照
基準面積(m <sup>2</sup> /人)	34.6	岩美町実績の実績:別紙2参照
基準単価(千円/m <sup>2</sup> )	329	岩美町の実績: 関係工事費を正床面積あたり単価に集約:別紙2参照
<b>2 用地費計(千円)</b>	<b>153,600</b>	
用地面積計(m <sup>2</sup> )	6,400	
建築面積(m <sup>2</sup> )	2,000	岩美町の実績により必要床面積から逆算
駐車場(m <sup>2</sup> )	1,900	会見町役場程度のブース100(2ブース×50列)
付属棟等用地(m <sup>2</sup> )	500	岩美町程度
環境帯等(m <sup>2</sup> )	2,000	
用地単価計(円/m <sup>2</sup> )	24,000	
用地買収単価(円/m <sup>2</sup> )	12,000	会見町の買収単価中間値
用地造成単価(円/m <sup>2</sup> )	12,000	岩美町の実績程度:別紙2参照
<b>3 設計監理委託(千円)</b>	<b>55,000</b>	岩美町程度
<b>4 事務費(千円)</b>	<b>6,500</b>	岩美町程度
<b>総計(千円)</b>	<b>1,912,729</b>	

(別紙1)

## 合併後の職員数推計

区分	職員等現況			合併調整後
	西伯町	会見町	計	
町長	1	1	2	1
助役	1	1	2	1
収入役	0	0	0	0
総務担当	12	7	19	19
税務担当	4	4	8	8
財政担当	2	2	4	4
企画担当	5	1	6	6
町民生活担当	7	5	12	12
同和対策担当	2	1	3	3
健康福祉担当	13	7	20	20
産業・経済担当	8	6	14	14
建設・水道担当	10	5	15	15
地籍調査担当	2	2	4	4
出納担当	2	2	4	4
<b>執行部計</b>	<b>69</b>	<b>44</b>	<b>113</b>	<b>111</b>
監査委員事務局			0	0
農業委員会事務局	2	1	3	3
固定資産評価委員会事務局			0	0
教育委員会事務局	9	3	12	12
<b>各種委員会計</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>15</b>	<b>15</b>
議会議員	16	12	28	22
議会事務局	1	1	2	1
<b>議会計</b>	<b>17</b>	<b>13</b>	<b>30</b>	<b>23</b>
<b>本庁地区総数</b>	<b>97</b>	<b>61</b>	<b>158</b>	<b>149</b>
公民館ほか	6	2	8	2
図書館	1		1	
学校	2	2	4	2
給食センター	3	5	8	5
隣保館・児童館ほか	3	6	9	6
<b>別事務所計</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>28</b>	<b>13</b>
<b>合計</b>	<b>112</b>	<b>74</b>	<b>186</b>	<b>162</b>

職員数は、鳥取県町村職員録掲載状況による。

(別紙2)

## 岩美町庁舎の現況

区 分	内 容	摘 要
建設年度	平成6～8年度	(平成9年3月19日竣工)
敷地面積(m <sup>2</sup> )	15,737.00	
内新規買収(m <sup>2</sup> )	12,025.43	
用地買収費(千円)	129,391	
買収平均単価(円/m <sup>2</sup> )	10,760	
用地造成費(千円)	60,461	
用地造成面積(m <sup>2</sup> )	5,200	
<b>用地造成単価(円/m<sup>2</sup>)</b>	<b>11,627</b>	
移転補償費(千円)	62,518	
用地取得関連計(千円)	252,370	住宅3戸、5棟
用地測量費(千円)	19,550	
用地関係計	271,920	
建築費関係		
構造・規模	鉄筋コンクリート造地上3階建、鉄骨2階建車庫棟	
建築面積(m <sup>2</sup> )	1,740.61	
床面積(m <sup>2</sup> )	4,534.65	
正床面積(m <sup>2</sup> )	4,495.22	塔屋 39.43m <sup>2</sup> を控除
<b>一人あたり床面積(m<sup>2</sup>/人)</b>	<b>34.6</b>	職員数130人
直接工事費(千円)	1,494,145	付属棟、外構、電気、造成を全て含む。
<b>正床面積当たり単価(千円/m<sup>2</sup>)</b>	<b>329</b>	
設計監理委託(千円)	54,500	
備品購入費	160,960	
<b>事務費</b>	<b>6,508</b>	
総事業費(千円)	1,988,033	
財源		
町債	658,100	
積立金	950,000	
一般財源	127,563	
土地開発公社	252,370	

## 新町の議会議員の定数および任期の取扱いについて

新町の議会議員の定数および任期の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 15 年 3 月 4 日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会 長 坂 本 昭 文

- 1 . 合併特例法による特例は、適用 ( しない・する ) ものとする。
- 2 . 定数については、今後協議する。

(参考) 西伯町・会見町合併時における議会議員の身分等の取り扱いについて

区分	現在の議員の任期	新町の議員定数	合併時の選挙	発足時の議員の任期
原則	合併の前日まで (合併の日に自動的に身分を失う。)	法定数(22)以内で新町の条例で定める。	新町発足後、50日以内に実施 = 設置選挙	設置選挙の日から4年間。
在任特例	合併の日から最長2年の範囲で延伸。 (合併前に協議で決定。)	任期延伸中は、現に在任している議員数を定数とみなす。次に行う選挙以降は、法定数(22)以内で新町の条例で定める。	旧町の議員が身分を保有 = 選挙なし	延伸された期間内。
定数特例	合併の前日まで (合併の日に自動的に身分を失う。)	最初の1期のみ、法定数の2倍(44)以内で新町の条例で定める。 の任期満了後の定数は、法定数(22)以内で新町の条例で定める。	新町発足後、50日以内に実施 = 設置選挙	設置選挙の日から4年間。

## 新町の農業委員の定数および任期の取扱いについて

新町の農業委員の定数および任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 15 年 3 月 4 日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭 文

(案1)

- 1 農業委員の取り扱いについては、平成15年中に決定することとする。
- 2 決定に当たっては、両町の農業関係者の意見を参考にする。

(案2)

- 1 農業委員の取り扱いについては、平成15年中に決定することとする。
- 2 小委員会を設置し協議する。
- 3 西伯町・会見町合併協議会小委員会設置規程第2条に規定する別表を別紙のとおり定める。

小委員会の名称	所掌事項	委員構成	摘要
新町の農業委員の定数等小委員会	1 新町における農業委員の定数に関すること。 2 合併時における在任特例適用に関すること。 3 新町における農業委員の報酬に関すること。 4 その他農業委員会に関すること。	各町の議会関係者3名 各町の学識経験者2名	各町の町長、助役がオブザーバーとして参加

議案 第6号

## 新町の特別職の取扱について

新町の特別職の取扱について、別紙のとおりとする。

平成 15 年 3 月 4 日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会 長 坂 本 昭 文

## 2 町の施策の調整方針について（総務部会 特別職の身分の取り扱いについて）

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
1・町長	地方自治法 (知事及び市町村長) 第 139 条 第 2 項 市町村に市町村長を置く。			町長 新町発足の日後 50 日以内に選挙により町長を選任する。それまでの間は町長職務執行者が職務を行う。
2・助役	地方自治法 (副知事・助役の設置及びその定数) 第 161 条 第 2 項 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。			助役 新町長が議会の同意を得たうえで選任する。それまでの間は町長職務執行者が職務を行う。
3・収入役	地方自治法 (出納長・副出納長・収入役及び副収入役) 第 168 条 第 2 項 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。		両町とも、収入役を置いていない。	収入役 (案 1) 新町には収入役を置かないこととする。 収入役の事務は、助役が兼掌することとする。  (案 2) 新町に収入役を置くこととし、新町長が議会の同意を得たうえで選任する。それまでの間は町長職務執行者が職務を行う。
	西伯町に収入役を置かない条例 収入役を置かない 収入役の事務は、助役が兼掌	会見町に収入役を置かない条例 収入役を置かない 収入役の事務は、助役が兼掌 助役に事故があるとき、又は欠けたときは、収入役の事務は町長が兼掌する。		
4・教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育長) 第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。			教育長 新町長が議会の同意を得たうえで教育委員を任命し、教育長を定める。それまでの間は、旧町の教育委員から 5 人を新町の委員として臨時に選定し、その中から互選により教育長を定める。

5・常勤の特別職の任期及び報酬等

(括弧書は条例本則)

職名	任期	報酬額
町長	19. 4.29	780,000(810,000)円
助役	15. 5.25	624,000(649,000)円
教育長	16.12.27	585,000(608,000)円

期末手当  
 給料月額 × 120/100 に相当する額に給与条例の適用を受ける職員の例による割合を乗じて得た額

旅費  
 鉄道賃 県内 普通旅客運賃  
           県外 普通旅客運賃及び特別船室料金並びに座席指定料金

日当 1日につき 2,600円

宿泊料 1夜につき  
       県内 11,800円  
       県外 13,100円

食卓料 1夜につき 2,600円

その他の費用 一般職に準ずる

職名	任期	報酬額
町長	16. 6.10	780,000円
助役	18. 3.31	624,000円
教育長	17. 9.30	585,000円

期末手当  
 給料月額 × 120/100 に相当する額を期末手当基礎額とし、これに給与条例の適用を受ける職員の例による割合を乗じて得た額

旅費  
 鉄道賃 県内 普通旅客運賃  
           県外 普通旅客運賃及び特別船室料金並びに座席指定料金

日当 1日につき 2,200円

宿泊料 1夜につき  
       県内 9,800円  
       県外 10,900円

食卓料 1夜につき 2,200円

その他の費用 一般職に準ずる

任期は、各法令の定めるところによる。  
 報酬、旅費の額は、西部町村会報酬等審議会で決定したものの例によることとする。

議案 第7号

## 両町の各種施策に関する調整方針の考え方について

両町の各種施策に関する調整方針の考え方については、別紙のとおりとする。

平成 15 年 3 月 4 日提出

西伯町・会見町合併協議会  
会 長 坂 本 昭 文

(別紙)

## 両町の各種施策に関する調整方針の考え方

### 1 基本方針

両町の施策調整の基本方針は、次の6項目とする

(1) 住民福祉レベルの確保

住民サービス及び住民福祉のレベルが合併前と同等以上とすることを原則とする。

(2) 受益と負担の均衡

提供される行政サービスと費用負担の均衡が図られることを原則とする。

(3) 速やかな一体性の確保

行政格差を生じないように、合併時に可能な限り制度の統一を図る。

やむを得ず行政格差を生じることとなった場合も、可能な限り早期に統一を図る。

(4) 行政効率の向上

重複する施策や社会状況の変化に伴い不要となっているものは可能な限り廃止する。

(5) 独自性の尊重

各町の歴史・文化に基づいた敬意を払うに値する制度などは可能な限り存続する。

(6) 健全財政の維持

これまで両町が堅持してきた健全な財政運営を継続する。

### 2 調整方針

両町の施策調整は、おおむね次の区分によることとする。

(1) 「 町の例による。」

いずれかの町の制度等を新町の施策とする場合の表現。

(2) 「両町の(制度等)を継続する。」

両町の制度等が同一であり、その制度等を継続する場合の表現。

(3) 「各町の(制度等)をそれぞれ継続する。」

両町で制度等が異なっているが、それぞれの区域に応じて従前の制度等を継続する場合の表現。

(4) 「合併時に とする。」

合併時点で両町のいずれの制度等とも異なる制度等とする場合の表現。

例： 事業補助金の上限額を、合併時に30万円とする。

(5) 「新町において調整する。」

合併時には調整が困難又は新たな制度等の創設が必要であり、新町の体制において決定することとなる場合の表現。

(6) 「合併時に廃止する。」

合併により不要となる制度等で、合併までは存続する必要がある場合の表現。

議案 第7号 資料：1 . 基本方針の検討事項（比較表）

西伯町・会見町合併協議会	東郷湖周地域合併協議会	天神川流域合併協議会
<p>住民福祉レベルの確保 住民サービス及び住民福祉のレベルが合併前と同等以上とすることを原則とする。</p>	<p>3町村は従来からそれぞれ特色ある施策に取り組み、地域の活性化や住民福祉の充実を図ってきた。合併する際には3町村のそれぞれよいところを生かすため、<u>住民サービスは良いほうに、住民の負担は低いほうに調整</u>することを原則とする。</p>	<p><b>住民福祉の向上の原則</b> 住民サービス及び住民福祉の向上に努める</p>
<p>受益と負担の均衡 提供される行政サービスと費用負担の均衡が図られることを原則とする。</p>	<p>同上</p>	<p><b>負担公平の原則</b> 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。 (各種使用料、手数料や税率等格差を生じないように調整)</p>
<p>速やかな一体性の確保 行政格差を生じないよう、合併時に可能な限り制度の統一を図る。 やむを得ず行政格差を生じることとなった場合も、可能な限り早期に統一を図る。</p>	<p>合併年度あるいは合併翌年度に<b>制度の統一</b>をすることを原則とするが、3町村の各種施策や地域環境からして、統一が難しい課題に関しては、<u>時間をかけて調整</u>することとする。</p>	<p><b>一体性の確保の原則</b> 新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。 (住民票や各種証明書の発行、福祉・保健サービス等を調整)</p>
<p>行政効率の向上 重複する施策や社会状況の変化に伴い不要となっているものは可能な限り廃止する。</p>	<p>これまでの行政運営における基本方針や、国・県を中心とした関係行政機関等との協定内容は、原則として<u>引き継ぐもの</u>とする。 合併前のハード事業整備については3町村それぞれが広域的なまちづくりの観点で<b>総合的に企画調整</b>することとする。</p>	<p><b>行政改革推進の原則</b> 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。 (スクラップ・アンド・ビルドの視点で事務事業を調整)</p>
<p>独自性の尊重 各町の歴史・文化に基づいた敬意を払うに値する制度などは可能な限り存続する。</p>		

<p>健全財政の維持 これまで両町が堅持してきた 健全な財政運営を継続する。</p>		<p>健全な財政の原則 新市において健全な財政運 営に努める。</p>
--	--	---

**資料：2 . 協定項目にかかる調整方針の考え方について(比較表)**

西伯町・会見町合併協議会	東郷湖周地域合併協議会	天神川流域合併協議会
<p>1) 「 町の例による。」 いずれかの町の制度等を新町の施策とする場合の表現。</p>	<p><u>「 町(村)の例による。」</u> 新町発足の日から新町において施行する事項で、合併協議会及び3町村で具体的な調整を行った結果、3町村のいずれかの例によることとなった場合の表現。</p>	
<p>(2) 「両町の(制度等)を継続する。」 両町の制度等が同一であり、その制度等を継続する場合の表現。</p>		<p>現行のまま新市に引き継ぐもの。</p>
<p>(3) 「各町の(制度等)をそれぞれ継続する。」 両町で制度等が異なっているが、それぞれの区域に応じて従前の制度等を継続する場合の表現。</p>		
<p>(4) 「合併時に とする。」 合併時点で両町のいずれの制度等とも異なる制度等とする場合の表現。 例： 事業補助金の上限額を、合併時に30万円とする。</p>	<p><u>「合併時に調整する。」</u> 新町発足の日から新町において施行する事項であるが、合併の直前(1年間程度前)の各町村の状況や国、県等からの助言などを勧案するため、合併の是非決定後又は合併の方向が明確になった後に、合併協議会及び3町村で具体的な調整を行うこととなる場合の表現。</p>	<p>合併時に一元化(統合・再編)で調整をするもの。 <u>合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させるもの。</u></p>

<p>( 5 )「新町において調整する。」  合併時には調整が困難又は新たな制度等の創設が必要であり、新町の体制において決定することとなる場合の表現。</p>	<p><b>「新町において調整する」</b>  新町発足から当面の間は、3町村のそれぞれの制度をそれぞれの区域に適用し、いずれの時点で、統一した制度を制定するのか、そのまま3町村(旧町村)それぞれの制度を適用するのかについて、新町が具体的な調整を行うこととなる場合、ならびに新町発足から速やかに統一した制度を制定すべき事項ではあるが新町が新町の状況を見ながら具体的な調整を行う必要がある場合、の表現。</p>	<p>合併後に一元化(統合・再編)で調整をするもの。  <u>新市の議会で逐次制定し、施行させるもの。</u></p> <p>合併後に廃止の方向で調整するもの。  <u>新市に引継ぎ暫定的に施行するが、その後新市の議会で逐次廃止させるもの。</u></p>
<p>( 6 )「合併時に廃止する。」  合併により不要となる制度等で、合併までは存続する必要がある場合の表現。</p>		<p>合併時に廃止の方向で調整するもの。  <u>合併と同時に関係市町の法人格が消滅し、自動的に廃止させるもの。</u></p>
	<p>上記のほか、一般的な表現は次のとおり  「<u>現行のとおりとする</u>」:  3町村の取扱いが全く同じで、新町も同じ取扱いとする場合などの表現  調整方針欄に、調整後の施策内容をそのまま明記  (例)  <u>は新町発足の日</u>  <u>に統合する。</u>  <u>新町において新たに</u>  <u>を</u>  <u>設置する。</u>  <u>新町において新たに</u>  <u>を</u>  <u>作成する。</u></p>	

## 平成15年度 西伯町・会見町合併協議会予算について

平成15年度西伯町・会見町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,845千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出の流用)

第2条 平成15年度中当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用

することができる。

平成15年3月4日

提出

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本昭文

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額(千円)
1. 負担金		24,844
	1. 負担金	24,844
2. 諸収入		1
	1. 預金利子	1
歳入合計		24,845

(歳出)

款	項	金額(千円)
1. 協議会費		24,635
	1. 協議会費	24,635
2. 予備費		210
	1. 予備費	210
歳出合計		24,845

平成 15 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 負担金	24,844	0	24,844
2. 諸収入	1	0	1
歳入合計	24,845	0	24,845

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 協議会費	24,635	0	24,635
2. 予備費	210	0	210
歳出合計	24,845	0	24,845

# 1. 歳入

## (款) 1.負担金

## (項) 1.負担金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	24,844	0	24,844	1 合併協議会 負担金	24,844	会見町合併協議会負担金 12,422 西伯町合併協議会負担金 12,422
計	24,844	0	24,844		24,844	

## (款) 2.諸収入

## (項) 1.預金利子

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子 1
計	1	0	1		1	

歳入合計	24,845					
------	--------	--	--	--	--	--

2. 歳出  
(款) 1.協議会費

(項) 1.協議会費

目	本年度 予算額	前年 度 予算 額	比較	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出 金	地方 債	その 他				
1 協議会費	24,635		24,635				24,635	1 報酬	1,318	1 協議会委員 778 2 小委員会 518 3 監査員 22
								8 報償費	150	8 報償費 講師謝礼他 150
								9 旅費	166	2 旅費 旅費 166
								11 需用費	3,151	1 消耗品費 996 2 燃料費 240 3 印刷製本費 1,844 4 会議賄 71
								12 役務費	600	1 郵便・電話 一般 600
								13 委託料	7,212	2 物件費等 インターネット 保守委託 126 合併支援業務委 6,027 会議録作成委託 1,059
								14 使用料 及び賃 借料	781	14 会場使用料 30 リース料 334 事務所借上げ料 360 プロバイダー 57
								19 負担金 補助及 び交付 金	11,257	19 負担金補助及び 交付金 臨時職員賃金等 負担金 2,237 県職員給与等負 担金 7,331 職員超勤等負担 金 1,689
計	24,635	0	24,635	0	0	0	24,635			

(款) 2.予備費

(項) 1.予備費

目	本年度 予算額	前年 度 予算 額	比較	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出 金	地方 債	その 他				
1 予備費	210		210	0	0	0	210	1 予備費	210	1 予備費 210
計	210	0	210	0	0	0	210		210	

歳出合計	24,845		24,845	0	0	0				
------	--------	--	--------	---	---	---	--	--	--	--